

**東近江市国民保護協議会条例及び東近江市国民保護対策本部  
及び東近江市緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条  
例の制定について**

東近江市国民保護協議会条例及び東近江市国民保護対策本部及び東近江市緊急対処  
事態対策本部条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年5月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

**東近江市国民保護協議会条例及び東近江市国民保護対策本部  
及び東近江市緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条  
例**

次に掲げる条例の規定中「総務部」を「市長直轄組織」に改める。

- (1) 東近江市国民保護協議会条例（平成18年東近江市条例第22号）第7条
- (2) 東近江市国民保護対策本部及び東近江市緊急対処事態対策本部条例（平成18年東  
近江市条例第23号）第6条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

東近江市国民保護協議会の庶務並びに東近江市国民保護対策本部及び東近江市緊急  
対処事態対策本部の事務を市長直轄組織に分掌したく、本議案を提出するものである。